

航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約の発効および同条約の実施に関する国内法の施行について(依命通達)

(昭45. 8. 7 乙刑発第4号 次長から管区長、総監、本)
(部長、方面部長あて)

航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約(昭和45年条約第5号。以下「条約」という。)は、第63回国会においてその締結が承認され、5月26日批准書が寄託されたことにより、きたる8月24日からわが国について発効することとなつた。また、この条約の実施に関する国内法として、航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約第13条の規定の実施に関する法律(昭和45年法律第112号。以下「実施法」という。)および航空法の一部を改正する法律(昭和45年法律第95号。以下「改正航空法」という。)も、同国会において成立し、条約の発効の日に合わせてそれぞれ施行されることとなつた。ついては、次の諸点に留意のうえ、職務の執行にあたり、遺憾のないようにされたい。

命により通達する。

記

第1 条約の目的および内容

この条約は、航空機内の犯罪を抑制し、機内の秩序を維持することにより、国際航行の安全を確保することを目的としたものであり、その概要は次のとおりである。

なお、条約の全文は別添1のとおりである。

- 1 各締約国は、自国に登録された航空機内で行なわれた犯罪に対し、裁判権を設定すること(第3条)。

これは、公海などの上空で行なわれた犯罪について、犯罪者がいずれの国からの処罰も免れることを防止するための規定である。わが国においては、刑法第1条第2項の規定により、日本航空機内で行なわれた罪については、その航行の場所のいかんを問わず刑法の適用があるので、特別の措置を必要としない。

- 2 各締約国は、国際線の航空機の機長に対し、飛行中の航空機内で、乗客が犯罪その他航空機内の人命もしくは財産の安全を害する行為等を行なつたか、または行なおうとしている場合には、その乗客に対し拘束を含む必要な措置をとり(第6条)、さらに必要がある場合にはその乗客を降機させ(第8条)、または機長が航空機の登録国の刑法上重大な犯罪と認める行為を行なつたと信ずるに足りる相当な理由がある乗客については、これを着陸国の当局に引き渡す(第9条)権限を与えること。

なお、この条約の規定に関連して改正航空法では、機長に新たに安全阻害行為等を抑止するために必要な措置をとる権限を与えた。その全文は別添2のとおりである。

- 3 航空機が着陸する締約国は、議長が行なう降機を容認し（第12条）、機長から引き渡される者については、これを受け取り、必要に応じその者の所在を確実にするために抑留その他の措置を講じ、かつ、航空機の登録国の刑法上重大な犯罪に係る事実について直ちに予備調査を行ない、その結果を直ちに登録国等の関係国に報告すること。また、第11条第1項の行為（飛行中の航空機内で暴力または暴力による脅迫により当該航空機につき不法に干渉、奪取その他の不当な管理を行なう行為、以下「ハイジャッキング」という。）の被疑者についても、抑留その他の措置を講じ、かつ、予備調査を行なうこと（第13条）。

このうち、第13条は、航空機の航行の安全確保と刑事司法に関する国際共助の二つの目的をもつもので、航空機の登録国の刑法上重大な犯罪を行なった者の機内からの排除を確実にすることによつて航行の安全を図ると同時に、排除された者の処罰に関する国際共助にも資そうとする規定である。

- 4 締約国は、飛行中の航空機内にある者が、ハイジャッキングを行ない、または行なおうとしている場合には、当該航空機の管理を機長に回復し、または保持させるため、あらゆる適当な措置をとり、また、当該航空機が自国に着陸するときは、旅客、乗組員がすみやかに旅行を継続することができるようにするものとし、かつ、当該航空機および貨物を、占有権を有する者に返還すること（第11条）。

これは、ハイジャッキング発生時において、締約国が、その国内法の許す範囲内でできる限りの措置をとるべき旨の規定であり、実務上は個々具体的な事案に応じ、最善と考えられる措置をもつて対処することとなる。

第2 実施法の目的および内容

実施法は、さきに述べた条約第13条に規定する義務を履行するうえで、現行法の運用ではまかないきれない部分について、必要な国内法上の措置を定めたものであり、機長の引き渡す者の受取り機関、受取りを確実にするための制止、受け取つた者の所在を確実にするための措置としての拘束手続、予備調査のためにとりうる措置の内容および拘束を終了する場合の措置について規定している。

この法律の概要は、次のとおりである。なお、その全文は別添3のとおりである。

- 1 条約第13条第1項の規定による機長の引き渡す者の受取りは、警察官または入国警備官が行なうものとし、入国警備官が受け取つたときは、その後の手続との関係から

これを警察官に引き渡すものとしたこと（第1条）。

- 2 警察官または入国警備官は、第1条の規定により受け取つた者、すなわち「重罪容疑者」が当該航空機に再び乗り込むことを防止するため必要があると認められるときは、その行為を抑止することができるものとしたこと（第2条）。

これは、第1条の受取りを確実にするための措置を定めた規定である。

- 3 警察官は、重罪容疑者のうち、逃亡犯罪人引渡法による引渡しの対象となりうる者については、これを72時間拘束することができるものとしたこと。ただし、その時間内にあつても、犯罪人の引渡しの請求がなされないことが明らかになつたときは、拘束を継続することができないものとしたこと（第3条）。

これは、条約第13条第2項の規定の趣旨を受けて、逃亡犯罪人引渡法の定める手続を開始するまでのつなぎ的な措置を規定したものである。したがつて、拘束中の重罪容疑者について逃亡犯罪人引渡法に基づく拘禁または仮拘禁の手続が開始されると、以後この手続によることとなる。また、72時間内であつても、引渡の請求が行なわれないか、または引き渡しうる犯罪に該当しないことが明らかになつたときは、拘束の目的が失われるので、これを継続することができないこととなる。

拘束時間を72時間としたのは、わが国が行なつた予備調査の結果等に基づき関係国が犯罪人引渡しの請求手続をとるのに要する最低限の時間はどのくらいかという点を中心としつつ、他方、令状主義の例外をなす現行犯逮捕について、刑事訴訟法上令状なしで抑留しうる時間が72時間であることを考慮した結果に基づくものである。

- 4 警察官は、条約第13条第4項に規定する予備調査をするため、重罪容疑者もしくは参考人の取調べ、実況見分または所持品等の提出を求めることができるものとしたこと（第4条）。

これは、条約第13条第4項の規定を受けて、予備調査の具体的措置を定めたものである。ここにいう「予備調査」は、着陸締約国が、航空機内の犯罪またはハイジャッキングについてとりあえず行なう調査である。その趣旨は、航空機の登録国は直ちに捜査を開始することができないので、着陸締約国が登録国に代わつてその犯罪の処罰に役立つ資料を収集しようとするところにある。

- 5 警察官は、第3条第2項の規定により重罪容疑者の拘束を終了するときは、これを入国警備官に引き渡すものとしたこと（第5条）。

これは、このような重罪容疑者は、わが国内でその犯罪を犯したとしても、一般に重大な犯罪である場合が多いので、警察としては、入国関係者に責任をもつて確実に

引き渡し、その適切な措置にゆだねようとするものである。

第3 条約および実施法の規定の実施上の留意事項

1 一般的留意事項

(1) 条約第13条第1項の規定により受け取つた者について次に掲げる場合のようにわが国の刑法の適用がある場合には、刑事訴訟法に基づく刑事手続によることとなるので、その旨留意すること。

ア 日本航空機内の犯罪である場合（刑法第1条第2項。犯行の場所および被疑者の国籍のいかんを問わない。）

イ 外国航空機内の犯罪であつて、わが領空を飛行中のもの（刑法第1条第1項）または国外犯（刑法第2条、第3条および第63回国会で成立した航空機の強取等の処罰に関する法律第5条等）に該当するものである場合

この場合において、刑事手続として受取りと同時に逮捕を行なつたときは、実施法第2条（制止）や第3条（拘束）の規定を適用する余地はなくなることはいうまでもないところである。

(2) 実施法は、条約国に登録された航空機の機長から引き渡された者のみを対象としており、したがつて、非締約国に登録された航空機の機長から受取りを要請されても、これを受け取るべき法的義務はないことに留意すること。ただし、非締約国の航空機の機長から受取りを要請される場合であつても、わが国の刑法の適用がある場合には、受取りによらずに直ちに刑事手続をとりうることはもとよりである。

なお、航空法の規定は、その登録国のいかんを問わず本邦領域内にあるすべての航空機に適用されるたてまえとなつているので、改正航空法第73条の3については、非締約国の航空機の機長にも降機の権限があるが、さきに述べた理由により、実施法に基づく受取りを行なう義務はないわけである。

(3) 条約第13条および実施法に定める受取り、拘束および予備調査の措置は、国際司法共助の趣旨に基づき定められたものであり、国際的にも影響を及ぼすものであるので、その運用にあつては、次の諸点に留意すること。

ア 国際法規および国際上の慣例を順守すること。

イ 国際的影響を考慮して事案の処理を慎重に行なうとともに、運用の公正を期すること。

ウ 幹部は的確に事案を掌握し、適正な指揮を行なうこと。

2 機長の引き渡す者の受取り（条約第13条第1項、実施法第1条）

- (1) 機長が、重罪容疑者を引き渡す意図を有するときは、条約第9条第2項の規定により、その旨を着陸国に通告することになっているが、この通告を受けた航空交通管制機関から警察署長への通報については、別途警察庁と運輸省との間で協定が結ばれるはずであるので、その運用に遺憾のないようにすること。
- (2) 受取りについては、警察官のみならず入国警備官もまた権限を有するが、たとえば、両者がその場に居合わせるときは受取りは警察官が行なうなど、第一次的には警察官がこれにあたること。

なお、ここにいう受取りには、機長によつて身体を拘束されたままの者を受け取る場合と、拘束されていない者を受け取る場合とがある。

- (3) 条約第9条にいう「登録国の刑法上重大な犯罪」にあたるかどうかについては、条約はその判断を第一次的には機長にゆだねることとしているので、機長が引き渡す者は原則として受け取ること。

いかなる犯罪が重大の犯罪であるかについては国際的に確立した基準はないが、わが国についていえば、刑事訴訟法第210条の緊急逮捕の要件を満たす罪が一応の目安になるものと思われる。

なお、改正航空法第73条の3の規定では、機長は「安全阻害行為等」を行なつた者を降機させることができるとしているのみで、条約上の引渡しに対応する規定を設けていないが、これは、「刑法上重大の犯罪」は、ほとんどの場合「安全阻害行為等」に該当するであろうし、また、改正航空法上の降機にあつて条約上の引渡しを事実上なしうるので、特に規定を設けなかつたにすぎないものである。

3 制止（実施法第2条）

制止とは、重罪容疑者が当該航空機に再び乗り込むことを防止する目的に照らし、社会通念上妥当な実力を行使することをいうものであり、状況に応じて、前方に立ちふさがり、後から抱きとめ、または必要な限度で当該航空機から隔離するなどの措置をとりうること。

ここにいう「当該航空機」には、故障のため乗客が乗り替える代替機のようなものも含む。

なお、警察官職務執行法第5条によれば、人の生命、身体または財産に危険を及ぼす行為を行なうおそれがあつて急を要する場合は、その行為を制止することができるが、重罪容疑者が当該航空機に再び乗り込むことそのものは、必ずしもこの要件を満たすとは限らないので、この規定を設けたものである。

4 拘束（条約第13条第2項、実施法第3条）

(1) 実施法第3条においては、重罪容疑者の行為が「逃亡犯罪人引渡法による引渡しに係る犯罪」にあたる場合、これを拘束することができるものとされており、ここにいう「引渡しに係る犯罪」とは、逃亡犯罪人引渡法の規定によつて重罪容疑者を外国に引渡すことができる場合におけるその犯罪を指すものである。したがつて、たとえば同法第2条各号に該当しない場合であつても、相手国から引渡しに関する相互主義の保証が得られないことが明らかな場合には、拘束を行なうことができないこととなる。

(2) 重罪容疑者を拘束した警察官は、条約および実施法上の要件ではないが、すみやかに重罪容疑者に対し、拘束の理由を告知するとともに拘束責任者（一般には当該空港を管轄する警察署長）に引き継ぐこと。

拘束責任者は、直ちに拘束の事実およびその理由をもよりの関係外国機関に通報するものとし、領事館等が接見を求めてきた場合にはその求めに応ずること。

なお、領事条約等に別段の定めがあるときは、これに従うこと。

(3) 重罪容疑者の拘束は、原則として留置場において行なうものとする。この場合における処遇は被疑者留置規則（昭和32年国家公安委員会規則第4号）に定めるところに準じて行なうものとするが、言語、風俗および習慣の相違を十分に考慮して、その適正を期すること。

5 予備調査（条約第13条第4項・第5項、実施法第4条）

(1) 「予備調査」の趣旨については、第2の4において述べたところであるが、その程度および内容はおおむね次により行なうこと。

ア 重罪容疑者を拘束した場合には、登録国等において逮捕令状を請求するに足りる程度の資料の収集を行なうこと。

たとえば、重罪容疑者、機長等参考人の供述調書および実況見分調書程度は必要であろう。

イ 重罪容疑者を拘束しない場合には、事実についての報告書を作成すること。

(2) 重罪容疑者につき刑事手続をとつた場合には、おおむね刑事手続を通じて予備調査の目的が達せられることとなるので、実施法に基づく特段の調査を必要としないこと。

(3) 予備調査は任意の手続であるので、実況見分または物の提出にあつては、強制にわたることのないように注意すること。

(4) 予備調査を実施するにあたり、当該航空機による運送を不当に遅延させることのないよう留意すること（条約第17条、実施法第4条第2項）。

5 拘束を終了する場合の措置（実施法第5条）

重罪容疑者の拘束を続けることができなくなるときは、入国警備官に引き渡すこととなるが、この引渡しは、受取りを行なつた空港を管轄する入国管理事務所において、必要に応じ資料および情報を提供して行なうこと。

6 警察庁および管区警察局に対する報告

(1) 警察本部（警視庁または都道府県警察本部という。以下同じ）は、次の場合にはそのつど警察庁（国際刑事課）および管区警察局へ即報すること。

ア 機長から重罪容疑者を引き渡す旨を通告を受けたとき、およびその者を受け取つたとき。

イ 重罪容疑者を拘束したとき。

ウ 重罪容疑者の拘束を終了したとき。

(2) 実施法第4条により予備調査を行なつたときは、警察本部は、直ちに関係書類および証拠物がある場合は証拠物を警察庁（国際刑事課）へ送付すること。

（編者注）現在は、「警察庁刑事局国際刑事課の廃止等に伴う警察庁への報告等の宛先の変更について」（平成6年7月1日付け事務連絡）により、即報並びに関係書類及び証拠物の送付は、警察庁刑事企画課（外国人犯罪捜査指導官）あてに行うこととされている。

別添1 航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約 省略

別添2 航空法の一部を改正する法律 省略

別添3 航空機内で行なわれた犯罪その他ある種の行為に関する条約第13条の規定の実施に関する法律 省略